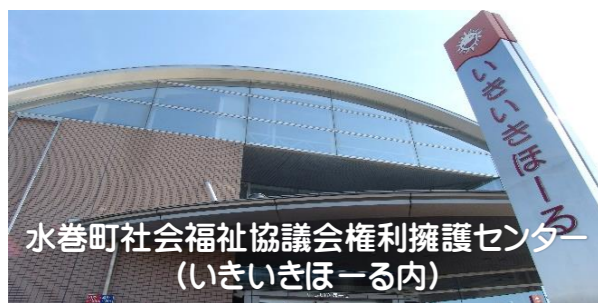


日常生活自立支援事業と成年後見制度の違い

制度	日常生活自立支援事業	成年後見制度
支援概要	日常的な生活援助の範囲内での支援	財産管理や身上監護に関する重要な法律行為全般
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> 日常的な金銭の管理 福祉サービスの利用援助 通帳、印鑑などの預かり 	<ul style="list-style-type: none"> 現金、預貯金、不動産などの財産全般の管理 施設への入所契約、病院への入院契約 不動産の売却 遺産分割協議の代理 消費者被害の取り消し など
対象者	契約内容を理解できる程度に判断能力はあるが、高齢や障がい等の理由により十分ではない方	認知症や障がい等の理由により判断能力が不十分な方
援助者	社会福祉協議会 (専門員、生活支援員)	家庭裁判所が選任した成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人
手続き	社会福祉協議会に相談・申込後、本人と社会福祉協議会が契約	家庭裁判所へ申立てし、裁判官の決定により後見開始
費用負担	相談、援助計画の作成：無料 実際の援助：利用料 1000 円/月 (月3回まで、4回目以降 500 円/1回) 保管サービス利用時：500 円/月	<ul style="list-style-type: none"> 申立て費用：原則、申立人が負担 報酬費用：後見人等が家庭裁判所に申し立て、家庭裁判所が報酬額を決定(被後見人等の財産から支弁)

※援助者は婚姻・離婚・養子縁組等の身分行為や家事・介護などの事実行為、医療同意等を行うことはできず、身元保証人・連帯保証人になることもできません。



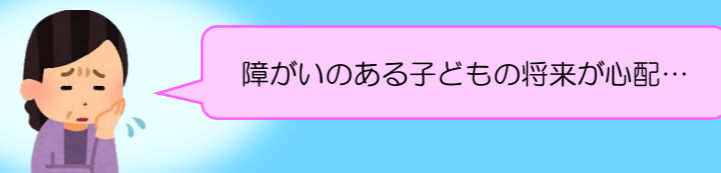
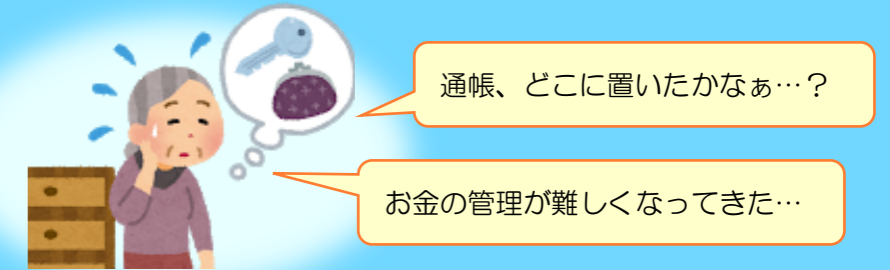
〒807-0025
遠賀郡水巻町頃末南三丁目11番1号
電話 093-202-3700
FAX 093-202-3708
URL <http://www.mizumaki-shakyo.or.jp>

開設日時：月曜日～金曜日/8時30分～17時
(8月13日～16日・12月29日～1月3日除く)
休設日：土曜日・日曜日・祝日



水巻町社会福祉協議会 権利擁護センターのご案内

住み慣れた地域で安心して暮らしたいけど…
こんなことに困っていませんか？



水巻町社会福祉協議会権利擁護センターが
成年後見制度・日常生活自立支援事業の活用についてお手伝いします



お問い合わせは ☎ 093-202-3700

水巻町社会福祉協議会権利擁護センター

水巻町社会福祉協議会権利擁護センターが

お手伝いします

困ったわ
誰か助けてくれないかしら



このような制度が
利用できますよ



日常生活自立支援事業

- ・専門員が困りごとの相談に応じます。
- ・専門員・生活支援員が訪問して、生活費を届けたり、支払いの代行を行ったりします。

補助類型（補助人）

- ・家庭裁判所が定めた範囲で、本人が行った行為を取り消すことができます。
- ・家庭裁判所が定めた範囲で、本人に代わって契約を行います。

保佐類型（保佐人）

- ・法律で定められた重要な行為を本人が行った場合に取り消すことができます。
- ・家庭裁判所が定めた範囲で、本人に代わって契約を行います。

後見類型（後見人）

- ・日用品の購入などの行為以外はすべて取り消すことができます。
- ・本人に代わってすべての契約を行います。

任意後見制度

- ・任意後見契約であらかじめ本人が決めた財産管理や希望する法律行為を行います。
- ・本人が選んだ支援者(任意後見人)が支援を行います。

法定後見制度

成年後見制度

判断能力に不安がある

通帳や印鑑をどこに置いたか忘れてお金が引き出せないことがある。公共料金の支払いや生活費の管理を手伝ってくれる人がほしい。

判断能力が不十分

ほとんどのことは自分でできるが、誰かの手助けがあると安心。代わりに難しい手続きをしたり、間違ったときに正してくれる人がほしい。

判断能力が著しく不十分

物忘れ等が多くなってきた。重要な契約は自分一人ではできない。代わりに判断してくれる人が必要。

判断能力が常に欠けている

物忘れがひどくなって、家族の区別もつかなくなってきた。あらゆる契約や手続きを本人の代わりに判断してくれる人が必要。

判断能力が十分にある

これからのことが不安。認知症になった後のことが心配になる。将来支援してくれる人を今のうちに決めたい。

日常生活自立支援事業とは？

日常生活を営むうえで必要となる事項が、自己の判断のみでは適切に行うことが困難な方、かつ、日常生活自立支援事業の内容、契約を理解できる方を対象として、次のようなサービスを提供します。本人と社会福祉協議会との契約が必要です。

- ①福祉サービスの利用援助
福祉サービスの利用に関する手続きなど
- ②日常的金銭管理
公共料金の支払い手続き、銀行からの生活費の払い戻しなど
- ③書類などの預かり
預貯金通帳や大切な書類などの保管

成年後見制度とは？

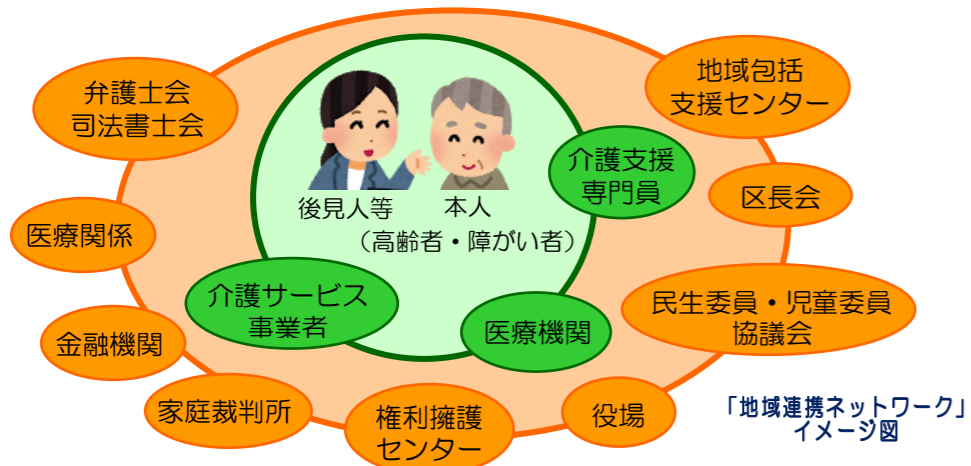
認知症や障がいにより判断能力が不十分な方の権利を守るために、法律面や生活面で支援する制度です。制度は次の2種類です。

◆法定後見制度
本人やご家族などが家庭裁判所に申立てをします。その後、家庭裁判所から後見人等が選任されます。

◆任意後見制度
将来、自分の判断能力が衰えたときに備えて、あらかじめ支援者(任意後見人)を選び、将来の財産や身の回りのことなどについて、具体的な自分の希望を支援者に頼んでおく制度です。任意後見人としてたい人を自ら選び公証人役場で契約を行います。

水巻町社会福祉協議会権利擁護センターの取り組み

地域で安心して暮らせるように
「地域連携ネットワーク」の構築を推進します



■相談支援

- 判断能力に不安がある方の生活や財産管理に関する困りごとについて、相談支援を行います。
- 日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用について検討し、必要な関係機関と連携しながら、一緒に今後の生活について考えていきます。
- 権利擁護センターへの相談は、来所や電話のほか、ご自宅や施設へ訪問して相談も受け付けます。
※相談されました内容の秘密は厳守します。
※相談料はかかりません。

■市民後見人・法人後見従事者の養成及び支援

- 地域福祉の視点から身近な「市民」や「法人」という立場で成年後見人の活動が行えるよう、市民後見人及び法人後見従事者の養成を行います。

■申立て支援

- 成年後見制度の利用が必要な場合については適切に利用できるよう、家庭裁判所への申立て手続きの説明や助言等の支援を行います。

■普及・啓発

- 「成年後見制度」への理解を深め、より多くの方に知っていただくための情報発信や講演会などを行います。

■日常生活自立支援事業の実施

- 日常生活に不安がある方と契約を行い、金銭管理や福祉サービスの利用援助を行います。

